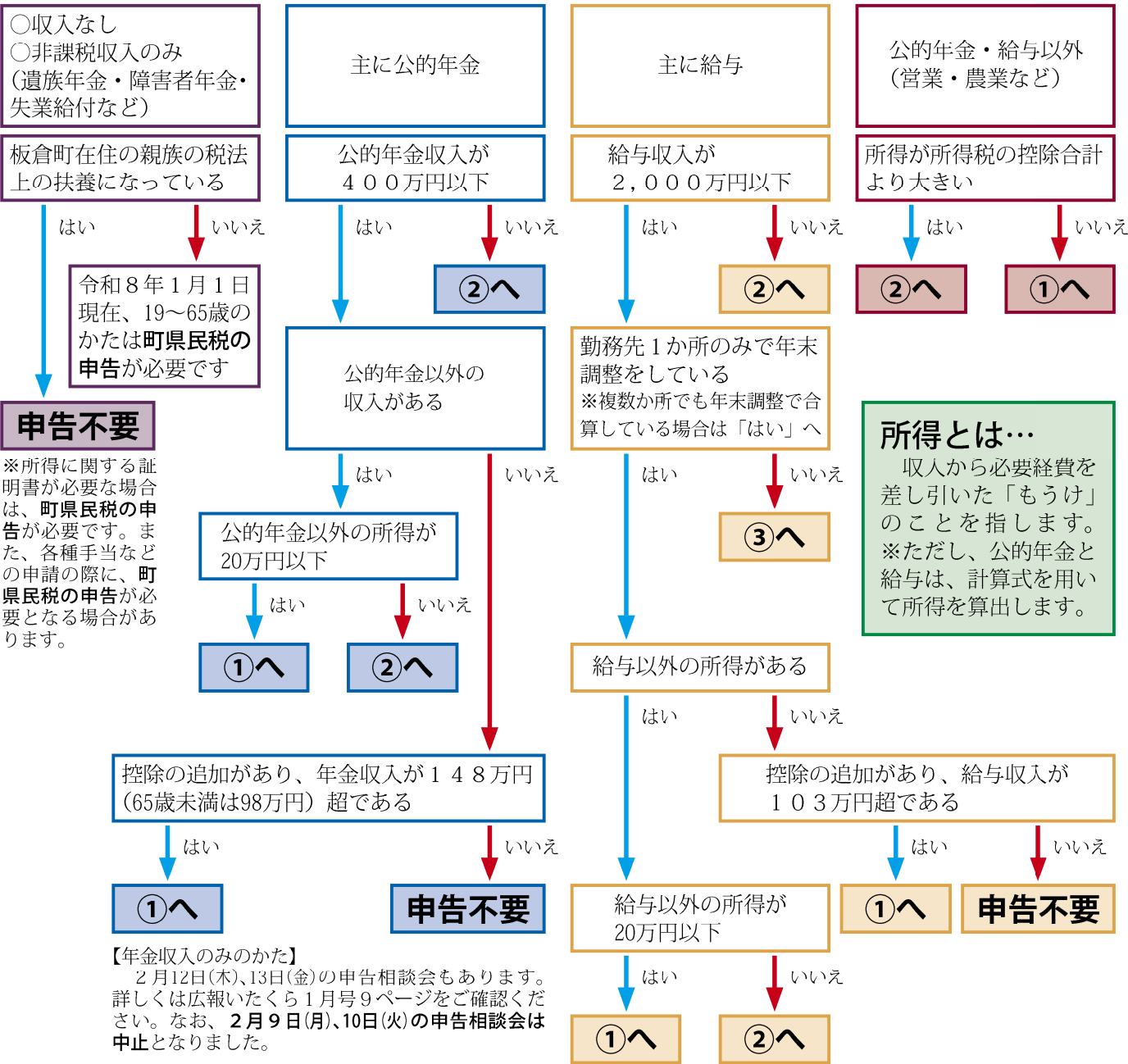


申告が必要？不要？ご確認ください

スタート！
令和8年1月1日現在、板倉町に住んでいましたか？

いいえ → **板倉町では申告することはできません**
令和8年1月1日に住んでいた市区町村へご相談ください

令和7年中にどのような収入がありましたか？



- ① **町県民税の申告が必要です。**
ただし、所得税の還付を受ける場合は、**所得税の確定申告が必要です。**
- ② **所得税の確定申告が必要です。**
町県民税の申告は不要です。
※税務署に所得税の確定申告を提出した人は、町県民税の申告をしたものとして取り扱われます。
- ③ **所得税の確定申告が必要な場合があります。**
控除を追加する場合や2か所以上の勤務先があり年末調整で合算されていない場合などは、所得税の確定申告が必要です。

※このフローチャートは一般的な例です。ご不明な点はお問い合わせください。

問合せ
▼住民税に関すること 住民税係 ☎82-6127
▼所得税に関すること 館林税務署 ☎72-4373

税の申告

所得税・町県民税の申告相談を実施します

2月16日(月)～3月16日(月)
(土・日、祝日は除く)

受付時間 午前9時～正午・午後1時～4時

※整理券には限りがあるため、午後4時前に終了となる場合もあります。

場所 役場3階大会議室

＜上記の期間中でご都合の良い日にお越しください＞

期限内に申告をしましょう

所得税・町県民税(住民税)の申告は、町県民税だけでなく、給付金などの各種手当や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算出基礎となります。また、本人がこれらの保険に加入していないまでも、同じ世帯に加入者がいる場合には、申告の内容によって保険税などの軽減措置が受けられる場合があります。忘れずに申告をしましょう。

申告に必要なもの

- ① 収入が確認できる書類
給与・年金・退職金などの源泉徴収票、農業・営業などの収支内訳書、報酬の支払調書など
- ② マイナンバーカード(カードをお持ちでないかたは、マイナンバーが確認できる書類と運転免許証などの確認書類)
- ③ 扶養しているかたのマイナンバーが確認できる書類
- ④ 控除が確認できる書類
- ▼ 国民年金保険料などの社会保障料の支払証明書
- ▼ 医療費控除の明細書(明細書には、領収書1枚ごとでは

なく、医療を受けたかた別、さらに病院または薬局別に記載してください)、必要事項が記載された医療費のお知らせ、高額療養費などの補てん金に分かるものなど

※医療費の領収書は自宅で5年間保管してください。

▼ 生命保険料・地震保険料の控除証明書

▼ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害者控除対象者認定書など

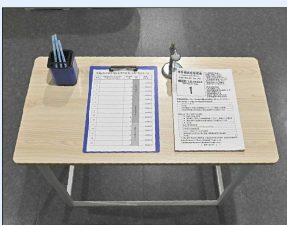
▼ ふるさと納税の寄附金の受領証など

⑤ 還付となるかたは、申告者本人の預貯金口座がわかるもの

⑥ 確定申告をするかたのみ、利用者識別番号が分かるもの(番号が記載された税務署からの通知書やほか)

問合せ 住民税係
☎82-6127

申告相談は整理券が必要です



整理券は午前7時30分から休日・時間外受付入り口で、午前8時30分からは会場配布します。記載された時間を目安に会場へお越しください。予定時間がずれることがありますのでご了承ください。

下記の申告相談は、役場ではできません。申告に必要なものもお答えできません。館林税務署または電子での申告となります。

なお、下記以外にも内容によっては館林税務署での申告相談をご案内する場合があります。

- 青色申告
 - 譲渡所得(土地・建物、株式など)
 - 令和7年中に営業や農業、不動産業を始めた
 - 雑損控除
 - 上場株式などの配当所得
 - 国外に居住する親族に係る扶養控除などの追加
 - 暗号資産
 - 先物取引に関する所得
 - 死亡による生命保険金の年金受け取り
 - 外貨預金
 - 消費税、贈与税、相続税の申告
 - 新規に住宅借入金等特別控除を受ける
※適用2年目以降であっても、連帯債務の設定や借入金の借り換えなどがある場合
- 問合せ 館林税務署 ☎72-4373